

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年4月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託件名

太秦庁舎保守管理委託

### (2) 委託の内容等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

### (3) 契約期間

契約の日から平成31年3月31日まで

ただし、保守管理委託の期間は平成29年6月1日から平成31年3月31日までとする。

### (4) 委託場所

京都市右京区太秦安井一町田町14番地

京都市上下水道局太秦庁舎

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日までに平成28年11月7日付け京都市上下水道局告示第36号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

### (3) ISO14000シリーズ又はKESの認証を取得している者であること。

### (4) 平成23年度以降に、国又は地方公共団体において契約金額が1,500万円（税

込み) 以上の建物保守管理業務(年間契約に限る。)を元請業者として履行した実績を有すること。

- (5) 仕様書の定めるところにより、本件委託の履行に必要な資格基準を満たす基準人員数以上の従事者を専任で配置することができること。

また、本件業務の履行に必要な業務責任者は、下記アの資格を有し、かつ下記イ～エの資格を一つ以上有するものとし、業務責任者及び従事者で、下記イ～エの全ての資格を網羅すること。

- ア 建築物環境衛生管理技術者
- イ 消防設備士(甲種)
- ウ 第二種電気工事士以上
- エ 危険物取扱主任者乙4類

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

- ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び落札者決定基準については、次のとおり交付する。

#### (1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成29年4月21日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等については、(1)のホームページにも掲載する。また、仕様書は電子入札システムからもダウンロードできる。

### 4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

#### (1) 入札方式

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法

(2) 参加資格の確認の申請手続

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

(ア) 2(3)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成29年4月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成29年4月21日（金）午後5時までに3(1)の場所に必着すること。

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成29年5月11日（木）に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成29年5月15日（月）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成29年5月17日（水）までに

説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ 6(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて、本件入札の無断欠席扱いとし、競争入札参加停止措置を行う。

エ アからウまでに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

(7) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

5 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を平成29年4月28日（金）までに、3(1)の場所へ提出すること（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、5(1)による質問を受けたときは、平成29年5月11日（木）までに、回答書を3(1)の場所及びウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、(1)の質問期限後は、入札説明書等に対する質問は受け付けない。

(3) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリングを実施することがある。ヒアリング

の方法は別途通知する。

なお、特別な理由なくヒアリングに応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

## 6 入札期間及び開札日時

### (1) 入札期間

平成29年5月22日(月)、23日(火)及び24日(水)の午前9時から午後5時まで

### (2) 開札日時

平成29年5月25日(木)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

### (3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

## 7 入札方法

(1) 入札書に記入する金額は、本件業務委託に要する費用の総価とし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が二者以上の場合は、抽選によって落札者を決定する。

## 9 再度入札に関する事項

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、(4)により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

(2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者((4)のいずれかに該当

する者は除く。)に次の事項を通知する(端末機利用者については、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。)

ア 再度入札を行う旨

イ 再度入札の入札期間

ウ 再度入札の開札予定日時

エ 当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

(3) 再度入札は1回限りとする。

(4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者

(5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。

(6) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。

(7) 再度入札においては、当初入札と同様に、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号(法人にあつては名称)及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

## 10 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除きます。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 11 契約締結日及び予算の不成立の場合など

(1) 本件の契約日は平成29年6月1日とする。

(2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。また、落札後契約を締結するまでの間に、落札者と契約を締結することが不相当であると認められる事由が生じた場合は、契約を締結しない。これらの場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することができない。

## 12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (6) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (7) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書(以下「報告書」)の提出が必要となる公契約であることから、受注者は契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。
- (8) 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、用度課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/suido/nyusatu/nyusatuinfo/nyusatuindex.html>

## 13 Summary

- (1) Facility Management for the Uzumasa Building of Kyoto City Waterworks Bureau:
- (2) Time-limit for the submission of application:  
5:00p.m. 21 April, 2017
- (3) Time-limit of tenders:  
11:00a.m. 25 May, 2017
- (4) Contact point for the notice:  
Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto  
12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan  
Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)